

**子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針の改正等に伴う
第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（素案）の主な追加修正点**

資料 1

子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針の改正の告示（内閣府告示第85号・86号）（以下、【参考1】）や、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正文（案）（以下、【参考2】）の公表等に伴い、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（素案）を以下のとおり、追加修正いたします。

素案ページ	修正内容	子ども・子育て支援法改正指針 【参考1】関係ページ	次世代育成支援対策推進法改正指針 【参考2】関係ページ
P 78	文言整理等により、『その他事業』に「コミュニティビジョン推進事業」を追加	—	—
P 103、104	【参考2】を踏まえ、『中項目③』の項目名と説明文、『小項目ア』の項目名を修正。また、文言整理等により、『小項目イ』の『主な事業』の「父親セミナー」を『小項目ア』の『その他事業』へ移し替えるとともに、『小項目イ』の『主な事業』に「おやじの会活動支援事業」を追加	—	P 8 (上段の左から7行目の『ウ』)
P 107、108	【参考2】を踏まえ、「自転車走行ネットワーク形成事業」を『その他事業』から『主な事業』へ移し替え	—	P 12 (上段の右から6～8行目)
P 116	【参考1】、【参考2】を踏まえ、『その他事業』に、子育て世代（母子健康）包括支援センターの運営等を事業内容とする「妊娠・出産包括支援事業」を追加	P 16 (上段の左から12行目)	P 13 (上段の中央)
P 169	文言整理により記載文を修正	—	—
P 170	【参考1】を踏まえ、「(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施」を追加	P 8 (上段の『5』) P 10 (上段の『別表第一の五』)	—